

データ連携サブワーキンググループ 開催要領（案）

1. 名称

本ワーキンググループは、「データ連携サブワーキンググループ」と称する。

2. 趣旨

IoT等の進展によって、様々なデータを収集することが可能になっており、収集したデータを流通させたいと考える事業者が多数あらわれてきている。特に、データ流通プラットフォームの構築を目指すプレーヤーが増加しており、データ流通促進WGにおいてもルール整備等の議論が行われ、データ流通市場の立ち上げに向けた機運が高まっている。

本ワーキンググループは、データを利用したい事業者に対して、データを収集、提供するデータ流通プラットフォーム、あるいは相互に連携して、データ流通を促進するための「データ流通ハブ」の役割、機能、ルール等について検討し、データ連携に関する合意形成を図ることを目的として設置されたものである。

3. 検討方法

各データ流通事業者（データ流通プラットフォーム）における活動状況や見通し、課題となる事項について調査し、今後の我が国におけるデータを利活用する事業者間のデータ連携の在り方に資する検討を行う。

4. 構成および運営

- (1) 構成員は別紙の通りとする。
- (2) 座長は本ワーキンググループを召集し、主宰する。
- (3) 座長不在のときは、副座長を臨時に指名し、座長に代わって本委員会を召集し、主宰することができる
- (4) 座長は、必要があると認める時は、本検討ワーキンググループに必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- (5) 座長は、上記の他、本検討ワーキンググループの運営に必要な事項を定める。

5. 検討期間

平成 29 年 2 月から平成 29 年 3 月までを目途とする。

6. 事務局

經濟産業省商務情報政策局情報經濟課
株式会社三菱総合研究所

以上